

# 第118期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時

## 場所

松山市勝山町2丁目1番地  
当行本店 5階ホール



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、お土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 目次

- 第118期定時株主総会招集ご通知… 1
- 議決権の行使についてのご案内… 3

## (添付書類)

- 事業報告… 5
- 計算書類… 21
- 連結計算書類… 23
- 監査報告書… 25

## (株主総会参考書類)

- 第1号議案 剰余金の処分の件 …… 30
- 第2号議案 定款一部変更の件 …… 31
- 第3号議案 取締役13名選任の件 …… 34
- 第4号議案 監査役1名選任の件 …… 42

(証券コード：8541)

2022年6月13日

株主各位

松山市勝山町2丁目1番地

株式会社 **愛媛銀行**

頭取 西川義教

## 第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日(水曜日) 午前10時
2 場 所	松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール
3 目的事項	<b>■ 報告事項</b> 1. 第118期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件 2. 第118期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>■ 決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役13名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブサイト** (<https://www.himegin.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
  - ①業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況
  - ②株主資本等変動計算書
  - ③計算書類の個別注記表
  - ④連結株主資本等変動計算書
  - ⑤連結計算書類の連結注記表
- 本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内いたしますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト** (<https://www.himegin.co.jp/>) に掲載いたします。

<新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症による感染予防および拡散防止のため、株主の皆さまの健康と安全を第一に考え、ご来場をお控えいただくとともに、本総会におきまして以下の対策を実施させていただきますこと、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- お土産の配布はいたしません。
- 株主さま同士の距離が一定程度離れるように座席を設置させていただきます。入場できる人数に限りが生じますので、別会場にお通しする場合がございます。
- 当日役員および本株主総会運営スタッフは、マスク等を着用して対応させていただきます。
- ご来場の株主さまにおかれましては、マスク着用やアルコール消毒液の使用等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。また、株主さまの体温を計測させていただき、発熱が確認された場合や、風邪等の症状によりご体調が優れないと判断させていただいた場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
- 会場の扉を開放し、換気に努めてまいります。
- なお、今後の状況により本株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

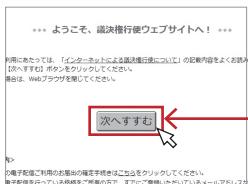


# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

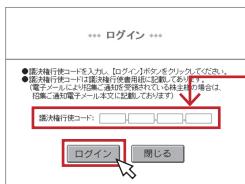
## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

## 2 ログイン



議決権行使コード

お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力

## 3 パスワードの入力



パスワード

お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力

## 4 以降、画面の指示に従って賛否をご入力ください

### パスワードおよび議決権行使コードのお取扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 議決権行使のお取扱い

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

#### 議決権行使に関するパソコン等の操作方法

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
0120-652-031 受付時間／9：00～21：00

#### その他のご照会

証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部  
0120-782-031 受付時間／9：00～17：00 土日休日を除く  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について  
(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### ■金融経済環境

世界経済は、新型コロナウイルスのまん延や世界的なインフレの加速に加え、ロシアのウクライナ侵攻の混乱が長期化することが懸念されるなど、不確実性が高まっています。こうした中、国際通貨基金（IMF）は、2022年の世界経済の成長率を3.6%（2022年4月）とし、1月の4.4%から0.8ポイント下方修正しました。先行きについても、新型コロナウイルスの変異株の出現や、大規模な自然災害を引き起こす気候変動リスク等が不安材料となっています。

国内経済も、回復基調から弱含みの動きに後退しています。半導体などの原材料の供給不足が製造業のサプライチェーン全体に影響を及ぼし、足もとの生産活動は大きく低迷しています。加えて、天然ガスや原油などの燃料価格も高騰し、製品への価格転嫁が進んでいない中小企業の経営は非常に厳しくなっています。これらは、物価高による家計消費への悪影響と相まって、国内経済の回復への逆風となるおそれがあります。

金融面では、政府の経済対策やワクチンの普及により経済活動正常化への期待が高まり、日経平均株価が昨年末の終値で32年ぶりの高値を付けました。しかし、今年に入り、変異株の感染再拡大やウクライナ情勢の深刻化を受け、年度末時点では前年度を下回りました。金利については、昨年まで各国が大規模な金融緩和策を講じたことで低位に推移しましたが、今年に入り米国において景気回復期待から長期金利の上昇が見られました。ドル円相場は、米国の金利上昇などを受けて、ドル高・円安が進行しました。

愛媛県経済においても、国内経済と同様、本格的な景気回復は見通せない状況にありますが、自治体、民間それぞれに、アフターコロナを見据えた経済対策やデジタル関連の投資を進めており、新たなビジネスモデルを構築することで厳しい環境を乗り越えようとする動きが見られています。

#### ■2021年度の事業内容

当行グループは、「変革への挑戦 2nd stage」をテーマに掲げ、2021年度からの3年間を計画期間とする第17次中期経営計画に取り組んでいます。

2021年度は、その1年目として、計画で掲げた三つの基本方針に基づき、事業領域の拡大、OHRの改善及び地域経済の活性化や地方創生に取り組んでまいりました。

### ① 基本方針1 「金融プラス1戦略」の推進

事業領域の拡大による収益源の多様化を図るため、当行がこれまで培ってきたノウハウや外部連携により、新たな事業を開始しました。

西瀬戸パートナーシップ協定を結んだ山口フィナンシャルグループとの連携では、2020年12月に設立した「にしせと地域共創債権回収(株)」に続き、2021年7月、シップファイナンス専門のコンサルティング会社として「(株)西瀬戸マリンパートナーズ」を設立しました。

また、11月には、愛媛県産品の販路拡大等に取り組む地域商社として、セキ(株)、南海放送(株)との共同出資による「(株)フレンドシップえひめ」を設立し、2022年3月、ECサイト(22\_Ehime)を開店しました。

以上のような新たな事業を展開する一方、地域金融機関として期待される金融仲介機能の役割を果たすため、2020年8月に立ち上げたソリューション営業部「経営サポート室」の陣容を充実させ、課題解決力を強化しました。高度化・多様化するお客さまのニーズに適切に対応することにより、収益基盤を強化し、金融プラス1戦略を通じた地域経済の再起動へ向けて取り組みました。

### ② 基本方針2 効率経営の実践

お客さまの利便性向上やサービスのデジタル化を図っていくために、デジタル技術を活用した店頭オペレーションや店舗チャンネルの再構築を中心とした業務改革を推進しました。

店頭オペレーションでは、4月から7月にかけて、国内初の顔認証システムを採り入れた窓口タブレットを導入し、顔認証・キャッシュカード認証による印鑑レス取引や伝票レス取引、タブレット入力や電子サインによる書類記入の削減などを実現しました。

店舗チャンネルの再構築では、お客さまのニーズを踏まえつつ、効率的に店舗を運営していくため、店舗内店舗化等を実施しました。2021年度は、2グループ(西条一氷見、宇和島一宇和島新町出張所)で店舗内店舗化による統合、6か店(ときわ、砥部、岩松、丹原、中萩、大街道)で軽量化を行いました。

### ③ 基本方針3 強固な経営基盤の確立

当行グループは、新たな事業領域に挑戦していくとともに、システム基盤の強化及び持続的成長を支える強い組織・人づくり、ESG・SDGsへの取組みを積極的に進めました。

システム基盤の強化では、4月から、「セールスフォースマネジメントシステム」を導入し、業務の効率化・省力化によるお客さまへのご提案のための時間を創出いたしま

した。

また、営業店と本部の情報連携を強化するとともに、AIを活用してお客さまのニーズを分析することで、お客さまに合ったタイムリーな商品を提案しています。

持続的成長を支える組織づくりと人づくりでは、2020年4月に導入した「新人事制度」以降、昇格基準を見直し、年次に関係なく昇格できるようにするなど、意欲のある行員の挑戦を促し、成長を後押しする制度へと進化させました。

また、2020年12月に、女性行員の経営参画及び活躍支援に向けて立ち上げた「ひめのわ」は、行内公募による女性タスクチームで、これまでに異業種との連携を立案するなど、女性目線で地域のにぎわいづくりを創出しています。

ESG・SDGsへの取組みでは、8月に「サステナビリティ方針」を公表するとともに、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明し、2022年2月には、サステナビリティ経営を実践するため、サステナビリティ委員会を設置しました。

また、10月には、本店ビルで使用する電力を再生可能エネルギーに切り替えました。現在、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する目標を掲げています。

「SDGs経営立ち上げ支援サービス」をはじめ、地元企業に寄り添い、地域活性化を図る取組み等が評価され、「令和3年度 消費者志向経営優良事例表彰 消費者庁長官表彰」を受賞しました。

また、環境省が実施する「地域におけるESG金融促進事業委託業務」（全国の地域金融機関から10案件を採択。）に2年連続して採択されました。

## ■2021年度の業績

### ① 預金・譲渡性預金

期末残高は、929億円増加し2兆5,803億円となり、そのうち、個人預金の期末残高は、514億円増加し1兆4,534億円となりました。

### ② 貸出金

期末残高は、個人、中小企業等を中心に715億円増加し、1兆8,370億円となりました。

### ③ 有価証券

期末残高は、市場リスクを抑制しつつ効率的な運用に努めた結果、5,927億円となりました。

#### ④ 損益状況

予防的な引当及び店舗統廃合に係る償却を行いました。資金利益及び役務取引等収益が増加したことで、当期純利益は3億30百万円増加し、53億39百万円となりました。

#### ⑤ 設備投資

システム投資については、勘定系端末機NAVUTE、渉外支援・効率化を図るセールスフォースマネジメントシステムの新規導入、人事給与管理システムの更改などを行いました。

#### ⑥ 店舗数

2021年度内に県内の2か店（氷見支店・宇和島新町出張所）を近隣店舗の店舗内店舗とし、氷見支店跡地にポーチェ氷見出張所を開設しました。また、6か店（ときわ、砥部、岩松、丹原、中萩、大街道）を軽量化（スマート店化）し、出張所2か店（であい・宇和島新町）を廃止しました。その結果、期末の店舗数は114か店（前期比±0）うち出張所16か店（前期比±0）となり、拠点数は93か所（前期比△2）となっています。

### ■当行の対処すべき課題

地方銀行を取り巻く経営環境は、人口減少・高齢化の進行や超低金利政策の長期化により、厳しい状況が続いています。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞、これに伴う事業者の経営環境の悪化、さらにデジタル化の加速など、経営環境の様変わりに直面しています。また、ウクライナ情勢の影響により経済の先行き不透明な状況が続いており、解決すべき課題は多岐にわたっています。

そうした中、当行は、2021年度からスタートした中期経営計画に掲げた三つの基本方針を着実に進めることで、課題解決を図ってまいります。

第一に、新連携や事業領域拡大等の取組みにより収益を極大化する「金融プラス1戦略」の推進を基本方針に掲げ、その具現化に努めてまいります。

第二に、店頭オペレーションや店舗チャネルの再構築を中心とした業務改革を進め、効率経営を実践して、生産性の高い経営体質を構築してまいります。

第三に、レジリエンスが高く持続的に収益を上げられる強固な経営基盤を確立するため、システム基盤の再構築及び持続的成長を支える強い組織・人づくり、ESG・SDGsへの取組みを積極的に進めてまいります。

当行の目指す姿は、「地域価値共創型広域プラットフォーム銀行」です。お客さまに寄り添いながら、新連携による金融プラス1戦略の広域展開等により、当行独自のプラットフォームを形成し、地域価値の共創を実現してまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	1,975,680	2,096,643	2,169,356	2,250,530
定期性預金	898,796	959,043	888,156	877,674
その他	1,076,883	1,137,599	1,281,200	1,372,855
貸 出 金	1,663,011	1,706,743	1,765,512	1,837,020
個人向け	540,243	537,895	551,499	572,021
中小企業向け	707,030	731,606	763,160	802,445
その他	415,737	437,241	450,852	462,553
商品有価証券	315	237	206	98
有 価 証 券	517,794	530,454	602,460	592,751
国 債	61,159	63,022	56,701	57,498
地 方 債	83,671	92,697	103,895	106,666
その他	372,963	374,734	441,863	428,586
総 資 産	2,598,474	2,646,756	2,757,008	2,880,931
内国為替取扱高	10,649,572	10,073,595	9,275,931	9,101,479
外国為替取扱高	百万ドル 5,269	百万ドル 7,427	百万ドル 7,368	百万ドル 7,199
経 常 利 益	7,623	7,571	7,874	8,594
当 期 純 利 益	5,363	5,056	5,009	5,339
1株当たりの当期純利益	円 銭 137 14	円 銭 129 27	円 銭 128 06	円 銭 136 70

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,303人
平 均 年 齢	39年 2月
平 均 勤 続 年 数	16年 3月
平 均 給 与 月 額	394千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

	当 年 度 末	
	営 業 店 部 門	本 部 部 門
使 用 人 数	975人	328人

## (4) 営業所等の状況

## イ 営業所数

	当 年 度 末	
愛 媛 県	店 94	うち出張所 ( 16 )
高 知 県	7	( ー )
香 川 県	4	( ー )
徳 島 県	1	( ー )
大 分 県	1	( ー )
広 島 県	3	( ー )
岡 山 県	1	( ー )
大 阪 府	2	( ー )
東 京 都	1	( ー )
合 計	114	( 16 )

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を155か所、それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
ポーチェ氷見出張所	愛媛県西条市氷見乙1148番地の1

ハ 銀行代理業者の一覧  
該当ありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	2,444
---------	-------

□ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額
本部・営業店システム等ソフトウェア	967
営業店システム更改(端末機器類)	900

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況  
該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
ひめぎんビジネスサービス(株)	愛媛県松山市千舟町五丁目6番地1	現金等の精査・整理・集金業務	百万円 10	% 100.00
(株)ひめぎんソフト	愛媛県松山市南持田町27番地1	コンピュータシステムの管理・運営	30	50.00
ひめぎんリース(株)	愛媛県松山市南持田町27番地1	リース業務・投資業務	30	100.00
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町二丁目4番地7	クレジットカード業務・保証業務	50	100.00
(株)西瀬戸マリンパートナーズ	愛媛県今治市大正町一丁目2番地10	シッフファイナンス支援業務	20	51.00
(株)フレンドシップえひめ	愛媛県松山市勝山町二丁目1番地	販売支援業務・コンサルティング業務	30	46.70
にしせと地域共創債権回収(株)	山口県下関市細江町二丁目2番1号	特定金銭債権管理回収業務	500	10.00

## 重要な業務提携の概況

- ① 山口フィナンシャルグループと『西瀬戸パートナーシップ協定』を締結しております。
- ② 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中央、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ④ 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ⑤ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび入金時の利用手数料の一部無料サービスを行っております。
- ⑥ JAバンクえひめとの提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑦ もみじ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑧ 四国内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、高知銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑨ ローソン銀行との提携により、ローソン店舗設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- ⑩ イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金および振込みのサービスを行っております。
- ⑪ イーネットとの提携により、イーネット設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- ⑫ セブン銀行との提携により、セブン銀行設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の内訳

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
本田元広	会長 (代表取締役)	総理	松山観光港ターミナル株式会社 監査役	
西川義教	頭取 (代表取締役)	統轄、ひめぎん情報センター、監査部	—	
坪内宗士	専務取締役 (代表取締役)	国際部、リスク管理部	—	
磯部時夫	常務取締役	企画広報部、人事教育部	—	
豊田将光	常務取締役	ソリューション営業部、事務システム部	—	
矢野紀行	常務取締役	経営管理部、資金証券部、総務部	—	
篠永尚史	常務取締役	審査第一部、審査第二部、船舶ファイナンス部	—	
松木久和	常務取締役	お客様サービス部、公務ふるさと振興部	—	
一色昭造	取締役 (社外取締役)		松山観光港ターミナル株式会社 代表取締役社長	
仙波隆三	取締役 (社外取締役)		—	
真鍋正臣	取締役 (社外取締役)		日本リーテック株式会社 常務執行役員社会インフラ本部長	
渡部卓記	取締役 (社外取締役)		—	
近藤千登世	取締役 (社外取締役)		近藤物産株式会社 代表取締役社長 五色そうめん株式会社 取締役（非常勤）	
小網強史	常勤監査役 (社外監査役)		—	
安部和彦	常勤監査役		—	
寺田浩一	監査役		—	
平岡公明	監査役 (社外監査役)		—	

(当事業年度中に退任した役員)

氏名	退任時の地位	退任日
山本恵三	副頭取	2021年6月29日退任
日野満	常務取締役	2021年6月29日退任

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当行の役員報酬は、以下の考え方にに基づき、ガバナンス委員会（報酬委員会）において報酬水準等を確認し、その意見を踏まえ株主総会で決議された範囲内で取締役会にて決議されております。

- ・当行の役員報酬（社外取締役を除く）は、固定月額報酬と業績に応じて年1回6月に支給する役員賞与および株式給付信託（BBT）にて構成される。
- ・社外取締役の報酬については、固定月額報酬とし、従来の実績を勘案して算出される。
- ・利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、その他の関連会社等の業績を示す指標等を基礎として算定される業績連動報酬は導入していない。
- ・固定報酬（固定月額報酬＋役員賞与）と非金銭報酬等（BBT）の割合については、7：3を目安に運用する。
- ・当行役員の固定月額報酬は、経験や各取締役が担う役割、責任、成果などに応じて、算定の基礎となる基準報酬月額（大卒初任給×12倍）に役職ごとの掛け目を乗じた範囲で算定される。

役名	役員報酬率 (%)
会長	85～100
頭取	85～100
副頭取および専務取締役	65～75
常務取締役	55～65

- ・役員賞与については、対象期間を前期株主総会の日から当期株主総会の前日までとし、業績に応じた支給率で、役割、責任、成果などを勘案して、役員賞与引当金の範囲内で算定される。
- ・当行の業績および利益の連動性を高めるために導入している株式給付信託（BBT）は、役職ごとに配分ポイントを定めている。
- ・役員報酬の決定手続きは、役員の指名および報酬等を諮問する「ガバナンス委員会（報酬委員会）」において、過年度実績や役職ごとの報酬水準を確認し、取締役会に答申する。
- ・取締役会は、ガバナンス委員会の答申に基づいて、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で審議し決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会にて検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬は、各監査役の協議によって決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	非金銭報酬等
取 締 役	15人	282 (55)	176	50	55
監 査 役	4人	34 (-)	34	—	—
計	19人	316 (55)	210	50	55

- (注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円、監査役50百万円であります。
2. 上記以外に、退任取締役2名に支払われた退職慰労金は、取締役35百万円であります。
3. 非金銭報酬等は、株式給付信託（B B T）制度による当事業年度の費用計上額であり、上記「報酬等」の欄に括弧内書きしております。
4. 当取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第106期定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第113期定時株主総会において、株式給付信託（B B T）について3年間で300百万円を上限に拠出することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は14名です。
5. 当行株式給付信託（B B T）制度の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2021年6月29日開催の第117期定時株主総会において82,000ポイントが上限となることを決議しております。なお、取締役に付与されるポイントは、退任時の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます（ただし、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。
6. 当行監査役会の金銭報酬は、2007年6月28日開催の第103期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
7. 当行は、取締役会において取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
一色 昭造	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
仙波 隆三	
真鍋 正臣	
渡部 卓記	
近藤 千登世	
平岡 公明	

## (4) 補償契約

該当ありません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、取締役および監査役、執行役員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等が、役員等としての業務につき行った行為に起因して負担することとなる損害賠償金・争訟費用の損害を填補の対象としております。

なお、当該契約の保険料は全額当行が負担しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

区分	氏名	兼務会社名	役職
取締役	一色 昭造	松山観光港ターミナル株式会社	代表取締役社長
取締役	真鍋 正臣	日本リーテック株式会社	常務執行役員 社会インフラ本部長
取締役	近藤 千登世	近藤物産株式会社	代表取締役社長
		五色そうめん株式会社	取締役（非常勤）

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会（監査役会）への出席状況	取締役会（監査役会）における発言その他の活動状況
一色 昭造 （取締役）	4年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席	公職及び経営者として豊富な経験と高い識見を活かし、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
仙波 隆三 （取締役）	2年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席	公職を歴任した豊富な経験と高い識見を活かし、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
真鍋 正臣 （取締役）	2年9か月	取締役会12回開催のうち 11回出席	金融分野における専門家としての豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
渡部 卓記 （取締役）	1年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席	金融分野における専門家としての豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会（監査役会）への出席状況	取締役会（監査役会）における発言 その他の活動状況
近藤 千登世 (取締役)	9か月	社外取締役就任後に開催された取締役会10回開催のうち10回出席	経営者として豊富な経験と高い識見を活かし、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
小網 強史 (監査役)	2年9か月	取締役会12回開催のうち12回出席 監査役会12回開催のうち12回出席	公職を歴任した豊富な経験と高い識見を活かし、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行い、当行の社外監査役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
平岡 公明 (監査役)	1年9か月	取締役会12回開催のうち12回出席 監査役会12回開催のうち12回出席	公職を歴任した豊富な経験と高い識見を活かし、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行い、当行の社外監査役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	41	—

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株  
発行済株式の総数 39,426千株

(2) 当年度末株主数 8,283名

## (3) 大株主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主は該当ありません。なお、当行の大株主上位10先は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	3,727 千株	9.48 %
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	2,081	5.29
株式会社 日本カストディ銀行（信託口4）	1,932	4.91
愛媛銀行行員持株会	1,381	3.51
美須賀海運 株式会社	1,000	2.54
大王製紙 株式会社	750	1.91
ARIAKE MASTER FUND	668	1.70
住友生命保険 相互会社	599	1.52
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	547	1.39
損害保険ジャパン 株式会社	499	1.27

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は当事業年度末日における発行済株式より、自己株式143,446株（ただし、株式給付信託（B B T）が所有する株式数を含んでおりません。）を除いた総数に対する割合であり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外役員を除く。）	2人	35,110株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

#### 5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

#### 6. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 堀川 紀之 指定有限責任社員 山田 修	58	(注) 2、(注) 3

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
当行監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項以外の業務は以下のとおりであります。  
債権購入に係る合意された手続による調査業務および貸倒引当金制度の高度化のための統計分析業務
4. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は61百万円であります。
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
6. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約  
該当ありません。

(3) 補償契約  
該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任します。また、その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 特定完全子会社に関する事項  
該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項  
該当ありません。

10. 会計参与に関する事項  
該当ありません。





## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	339,772	預 金	2,245,967
買入金銭債権	36,199	譲渡性預金	329,853
商品有価証券	98	債券貸借取引受入担保金	1,239
有価証券	593,531	借 用 金	128,393
貸出金	1,833,546	外 国 為 替	77
外国為替	7,097	そ の 他 負 債	31,275
リース債権及びリース投資資産	6,898	役 員 賞 与 引 当 金	50
そ の 他 資 産	44,067	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,364
有 形 固 定 資 産	29,208	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11
建 物	7,802	株 式 報 酬 引 当 金	180
土 地	19,306	利 息 返 還 損 失 引 当 金	9
リ ー ス 資 産	359	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	163
建 設 仮 勘 定	0	繰 延 税 金 負 債	1,009
その他の有形固定資産	1,739	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,204
無 形 固 定 資 産	2,140	支 払 承 諾	11,142
ソ フ ト ウ エ ア	1,909	負 債 の 部 合 計	2,753,943
リ ー ス 資 産	85		
その他の無形固定資産	145	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	152	資 本 金	21,367
支 払 承 諾 見 返	11,142	資 本 剰 余 金	15,816
貸 倒 引 当 金	△15,007	利 益 剰 余 金	82,509
		自 己 株 式	△517
		株 主 資 本 合 計	119,176
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,314
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,353
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△148
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	15,519
		非 支 配 株 主 持 分	212
		純 資 産 の 部 合 計	134,907
資 産 の 部 合 計	2,888,850	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,888,850

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		42,224
資金運用収益	32,247	
貸出金利息	23,229	
有価証券利息	7,362	
コールローン利息及び買入手形利息	4	
預金利息	220	
その他の受入利息	1,430	
役務の引当	5,491	
その他の業務収益	3,524	
その他の経常収益	961	
償却債権の取立	0	
その他の経常収益	961	
経常費用	32,889	
資金調達費用	1,476	
預金利息	707	
譲渡金利息	18	
コールマネー利息及び売渡手形利息	5	
債券借取引支払利息	3	
借入金の利息	130	
その他の支払利息	611	
役務の引当	5,292	
その他の業務費用	604	
その他の経常費用	24,085	
貸倒引当金の繰入	1,431	
その他の経常費用	1,022	
経常特別利益	408	
固定資産処分益	9,335	
固定資産処分損失	35	
減損損失	565	
減損損失	61	
減損損失	504	
税金等調整前当期純利益	8,805	
法人税、住民税及び等調整額	2,647	
法人税等調整額	356	
当期純利益	3,003	
非支配株主に帰属する当期純利益	5,802	
親会社株主に帰属する当期純利益	22	
	5,779	

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

参考書類

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 愛媛銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 川 紀 之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 愛媛銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀川紀之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田修  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社愛媛銀行監査役会

常勤監査役	小 網 強 史	㊟
常勤監査役	安 部 和 彦	㊟
監 査 役	寺 田 浩 一	㊟
監 査 役	平 岡 公 明	㊟

(注) 常勤監査役小網強史及び監査役平岡公明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

第118期の期末配当およびその他剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りながら、安定した配当を継続的に行うとの基本方針にもとづき、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金15円

配当総額 金589,249,965円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日

### 2. その他剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,500,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- a. 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- b. 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- c. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- d. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 代表取締役の選定につきましては、現状、会長・頭取、専務取締役は常に代表権を持つと解釈される条文となっておりますが、頭取以外の代表取締役については、状況に応じて選定できるよう、次のとおり定款を変更するものです。

また、条文内の役職に副頭取が明記されておらず、専務取締役に準ずる扱いとして運用しておりましたが、今回の変更と併せて「副頭取」の役職を次のとおり定款に明記するものです。

- a. 変更案第24条第2項は、頭取を代表取締役に選定するほか、その他の取締役の中から代表取締役を選定することができる旨変更するものであります。
- b. 変更案第24条第1項および第5項は、副頭取を追加するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長1名、頭取1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会長、頭取、専務取締役は、各自銀行を代表する。なお、常務取締役中から若干名を取締役会の決議により代表取締役に加えることができる。</p> <p>③ 取締役会長は銀行の業務を総理する。</p> <p>④ 頭取は銀行の業務を統轄する。</p> <p>⑤ 専務取締役および常務取締役は、取締役会長、頭取を補佐して、業務を分掌する。</p> <p>⑥ 頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が頭取の職務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当銀行は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長1名、頭取1名、副頭取、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会の決議により、頭取を代表取締役に選定するほか、その他の取締役の中から代表取締役を選定することができる。</p> <p>③ 取締役会長は銀行の業務を総理する。</p> <p>④ 頭取は銀行の業務を統轄する。</p> <p>⑤ 副頭取、専務取締役および常務取締役は、取締役会長、頭取を補佐して、業務を分掌する。</p> <p>⑥ 頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が頭取の職務を行う。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="394 167 511 193">&lt;新 設&gt;</p>	<p data-bbox="783 167 848 193">(附則)</p> <p data-bbox="772 202 1347 353">1. 変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、施行日という）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="772 362 1256 388">2. 施行日から次の定めを有するものとする。</p> <p data-bbox="790 394 1347 515">なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</p> <p data-bbox="790 521 1347 642">当銀行は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p data-bbox="772 651 1347 707">3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		地位	および	担当
1	ほん だ もと ひろ 本 田 元 広	再任	会 長 (代表取締役)		総理
2	にし かわ よし のり 西 川 義 教	再任	頭 取 (代表取締役)		統轄、ひめぎん情報センター、 監査部
3	つぼ うち むね お 坪 内 宗 士	再任	専務取締役 (代表取締役)		国際部、リスク管理部
4	とよ だ まさ みつ 豊 田 将 光	再任	常務取締役		ソリューション営業部、 事務システム部
5	や の とし ゆき 矢 野 紀 行	再任	常務取締役		経営管理部、総務部、 資金証券部
6	しの なが たか し 篠 永 尚 史	再任	常務取締役		審査第一部、審査第二部、 船舶ファイナンス部
7	まつ き ひさ かず 松 木 久 和	再任	常務取締役		お客様サービス部、 公務ふるさと振興部
8	あき やま よし かつ 秋 山 剛 克	新任	常務執行役員 人事教育部長		
9	いっ しき しょう ぞう 一 色 昭 造	再任	取締役	社外 独立	
10	ま なべ まさ とみ 真 鍋 正 臣	再任	取締役	社外 独立	
11	わたな べ たか のり 渡 部 卓 記	再任	取締役	社外 独立	
12	こん どう ち と せ 近 藤 千 登 世	再任	取締役	社外 独立	
13	こう の かず ひと 神 野 一 仁	新任	—	社外 独立	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>ほん だ もと ひろ 本 田 元 広 (1948年1月9日生)</p>	<p>1970年4月 当行入行 1992年2月 尾道支店長 1995年2月 高松支店長兼高松事務所長 2003年2月 公務ふるさと部長 2004年8月 人事教育部長 2006年6月 取締役 人事教育部長 2006年7月 常務取締役 2011年4月 専務取締役 2012年6月 頭 取 2018年6月 会 長 現在に至る</p> <p>(担当) 総理 (重要な兼職の状況) 松山観光港ターミナル株式会社 監査役</p>	21,772株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            営業店長、人事教育部長等を歴任し、2006年より取締役に、2012年より頭取、2018年からは会長に就任し、その職務・職責を公正かつ的確に果たしております。            銀行経営に関する豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p><b>再任</b></p> <p>にし かわ よし のり 西 川 義 教 (1962年8月4日生)</p>	<p>1985年4月 当行入行 2002年2月 森松支店長 2006年3月 三島支店長 2012年2月 本店営業部副部長兼法人推進部長 2012年6月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 2015年7月 取締役 東京支店長兼東京事務所長 2017年2月 常務取締役 2017年6月 専務取締役 2018年6月 頭 取 現在に至る</p> <p>(担当) 統轄、ひめぎん情報センター、監査部</p>	8,200株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            本店営業部長、東京支店長等を歴任し、2012年より取締役、2018年からは頭取に就任し、当行頭取として、その職務・職責を公正かつ的確に果たしております。            銀行経営に関する豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<p><b>再任</b></p> <p>つぼ うち むね お 坪内 宗土 (1960年7月14日生)</p>	<p>1983年 4月 富士銀行 入行 2007年 5月 みずほ銀行 千住支店長 2009年 4月 同行 融資部副部長 2013年 5月 当行 入行 2013年 8月 審査第一部長 2015年 2月 企画広報部長 2016年 6月 取締役 監査部長 2017年 6月 取締役 本店営業部長 兼 県立中央病院出張所長 2019年 2月 常務取締役 2021年 6月 専務取締役 現在に至る (担当) 国際部、リスク管理部</p>	8,272株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b> みずほ銀行において営業店長、融資部副部長等を担当し、当行においては審査第一部長、企画広報部長、本店営業部長等を歴任し、2016年より取締役に、2019年からは常務取締役に就任しております。 取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p><b>再任</b></p> <p>とよ だ まさ みつ 豊田 将光 (1962年1月26日生)</p>	<p>1985年 4月 当行 入行 2003年 8月 古川支店長 2006年 3月 道後支店長 2012年 6月 人事教育部長 2016年 6月 取締役 宇和島支店長 兼 宇和島新町出張所長 2018年 8月 取締役 事務システム部長 2019年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) ソリューション営業部、事務システム部</p>	6,900株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b> 営業店長、人事教育部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、2016年より取締役に、2019年からは常務取締役に就任しております。 取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<p><b>再任</b></p> <p>矢野紀行 (1963年2月13日生)</p>	<p>1986年 4月 当行入行 2006年 3月 古川支店長 2013年 2月 企画広報部長 2015年 2月 総務部長 2018年 6月 取締役 総務部長 2019年 6月 常務執行役員 総務部長 2020年 2月 常務執行役員 経営管理部長兼総務部長 2020年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) 経営管理部、総務部、資金証券部</p>	13,300株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            営業店長、企画広報部長、総務部長、経営管理部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務全般に精通しております。2020年より常務取締役に就任しております。            その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p><b>再任</b></p> <p>篠永尚史 (1962年1月12日生)</p>	<p>1984年 4月 当行入行 2004年 5月 観音寺支店長 2007年 2月 鴨川支店長 2009年 2月 営業統括部推進役 2010年 2月 郡中支店長 2012年 4月 審査第一部次長 2012年 6月 高松支店長兼高松事務所長 2014年 6月 広島支店長 2017年 8月 審査第一部長 2019年 6月 執行役員 審査第一部長 2020年 6月 常務執行役員 審査第一部長 2021年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) 審査第一部、審査第二部、船舶ファイナンス部</p>	2,900株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            主要な営業店長や、審査第一部長の経験を有しており、的確な与信判断を遂行してまいりました。2021年より常務取締役に就任しております。            その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	<p><b>再任</b></p> <p>まつ 木 ひさ かず 久和 (1962年2月9日生)</p>	<p>1984年 4月 当行入行 2004年 8月 森松支店長 2007年 8月 本店営業部次長 2010年 8月 人事教育部副部長 2011年10月 八幡浜支店長 2015年 2月 末広町支店長 2016年 6月 今治支店長兼ローンセンター長 (今治) 2017年 6月 取締役 今治支店長 兼ローンセンター長 (今治) 2019年 2月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 2019年 6月 常務執行役員 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 2020年 6月 常務執行役員 審査第一部長 2021年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) お客様サービス部、公務ふるさと振興部</p>	3,600株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b> 本店営業部長、主要な営業店長を歴任するとともに、本部経験も有しており、当行の業務全般に精通しております。2021年より常務取締役就任しております。 その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
8	<p><b>新任</b></p> <p>あき やま よし かつ 秋山 剛 克 (1968年12月1日生)</p>	<p>1991年 4月 当行入行 2009年 2月 久米支店長 2011年 2月 本店営業部次長 2014年 2月 東京支店副支店長兼東京事務所副所長 2017年 8月 本店営業部副部長 2018年 8月 宇和島支店長兼宇和島新町出張所長 兼宇和島地区センター長 2019年 6月 執行役員宇和島支店長兼宇和島新町出張所長 兼宇和島地区センター長 2020年 8月 執行役員人事教育部長 2021年 6月 常務執行役員人事教育部長 現在に至る</p>	5,000株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b> 営業店長や主要店舗の重役を歴任するとともに、2020年からは人事教育部長として当行の人事部門全般の施策を執行しております。 その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
9	<p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p> <p>いっ しき しょう ぞう 一 色 昭 造 (1942年12月10日生)</p>	<p>1965年 4月 運輸省入省 1987年 1月 運輸審議会 首席審理官 1991年 6月 運輸政策局 情報管理部長 1992年12月 運輸政策局辞職 1992年12月 一般財団法人地域伝統芸能活用センター理事長</p> <p>1995年 9月 石崎汽船株式会社 代表取締役社長 2005年 4月 松山観光港ターミナル株式会社 代表取締役社長</p> <p>2015年 9月 石崎汽船株式会社 代表取締役会長 2017年 6月 当行社外取締役 2017年 9月 石崎汽船株式会社 代表取締役会長退任 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 松山観光港ターミナル株式会社 代表取締役社長</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</b> 一色昭造氏は、運輸省で勤務の後、石崎汽船株式会社の代表取締役社長などを務められ、公職および会社経営者としての豊富な経験と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			
10	<p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p> <p>ま なべ まさ とみ 真 鍋 正 臣 (1961年11月25日生)</p>	<p>1984年 4月 日本銀行入行 2013年 4月 日本銀行 業務局営業業務課長 2014年 5月 日本銀行 名古屋支店次長 2015年 6月 日本銀行 松山支店長 2017年 5月 日本銀行退職 2017年 6月 日本リーテック株式会社 執行役員 社会インフラ本部副本部長</p> <p>2019年 6月 当行社外取締役 2021年 6月 日本リーテック株式会社 常務執行役員 社会インフラ本部長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本リーテック株式会社 常務執行役員社会インフラ本部長</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</b> 日本銀行入行後、松山支店長などの要職を歴任され、現在は日本リーテック株式会社にて常務執行役員社会インフラ本部長として活躍されております。金融行政での豊富な知識や経験に加え、幅広い人脈と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
11	<p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p> <p>わたなべ たかのり 渡部卓記 (1954年11月8日生)</p>	<p>1977年11月 愛媛県信用保証協会入協 2004年4月 同協会 業務企画部副部長 2006年4月 同協会 企画総務部長 2009年4月 同協会 参事兼企画総務部長 2011年4月 同協会 常務理事 2020年4月 同協会 相談役 2020年6月 愛媛県信用保証協会退職 2020年6月 当行社外取締役 現在に至る</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</b></p> <p>渡部卓記氏は、愛媛県信用保証協会にて永年勤務し、金融分野の専門家として豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			
12	<p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p> <p>こんどう ちとせ 近藤千登世 (1956年6月5日生)</p>	<p>1979年4月 株式会社愛媛東部ヤクルト入社 1982年3月 株式会社愛媛東部ヤクルト退社 1982年4月 近藤物産株式会社入社 1998年9月 近藤物産株式会社 取締役副社長 2009年8月 近藤物産株式会社 代表取締役社長 2021年6月 当行社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 近藤物産株式会社 代表取締役社長 五色そうめん株式会社 取締役 (非常勤)</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</b></p> <p>近藤千登世氏は、永年、愛媛県新居浜市に拠点を置く近藤物産株式会社の代表取締役社長として、安定した企業経営能力と豊富な経験を有しております。女性のお客様目線での意見提言や、これからの当行の女性活躍等、ダイバーシティの推進に対する取り組みについて特に活躍を期待しております。また、当行のコーポレートガバナンス体制の充実強化にも貢献いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
13	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> こうの かずひと 神野 一仁 (1955年8月6日生)	1978年 4月 愛媛県入庁 2011年 4月 愛媛県 経済労働部観光国際局長 2012年 4月 愛媛県 経済労働部管理局长 2013年 4月 愛媛県 経済労働部長 2016年 3月 愛媛県退職 2016年 6月 愛媛県商工会連合会 専務理事 2018年 6月 愛媛県商工会連合会 専務理事退任 2018年 8月 愛媛県 副知事 2020年 7月 愛媛県 副知事退任 2020年 8月 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 理事長 現在に至る (重要な兼職の状況) 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 理事長	0株
<b>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</b> 神野一仁氏は、愛媛県入庁後、経済労働部観光国際局長や同管理局长、経済労働部長などの重役を経験し、2018年からは2年間愛媛県の副知事を歴任するなど、行政での豊富な経験と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行取締役会の意思決定機能や監督機能の美効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。 なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 一色昭造氏・真鍋正臣氏・渡部卓記氏・近藤千登世氏および神野一仁氏は、社外取締役候補者であります。
3. 一色昭造氏・真鍋正臣氏・渡部卓記氏および近藤千登世氏は、現在当行の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって、一色昭造氏は5年、真鍋正臣氏は3年、渡部卓記氏は2年、近藤千登世氏は1年となります。
4. 一色昭造氏・真鍋正臣氏・渡部卓記氏および近藤千登世氏は、東京証券取引所の定める独立役員であり、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、神野一仁氏についても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当行は、一色昭造氏が代表を務める松山観光港ターミナル株式会社との間で経常的な金融取引を行っておりますが、独立性基準を満たしております。
6. 当行は、近藤千登世氏が代表を務める近藤物産株式会社との間で経常的な金融取引を行っておりますが、独立性基準を満たしております。
7. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としているところです。
- 一色昭造氏、真鍋正臣氏、渡部卓記氏、近藤千登世氏の3名については継続予定であり、神野一仁氏については、新たに責任限定契約を締結する予定としております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役寺田浩一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">新任</div> <small>さか い りょう へい</small> 酒 井 良 平 (1962年2月17日生)	1985年4月 当行入行 2011年8月 事務部次長 2017年2月 企画広報部担当部長 2019年8月 事務システム部長 2021年6月 執行役員事務システム部長 2022年3月 事務システム部長 現在に至る	2,800株
<b>〈監査役候補者とした理由〉</b> 当行入行後、当行の事務管理部門、システム部門全般に従事してきた実績があり、その知識および業務経験は豊富であります。こうした専門性の高い視点から、既存のシステム面だけでなく、今後必要となるシステム更改や新たなシステムの導入の際に、監査役としての立場から適切な監督や有益な助言等によって貢献いただくことに加え、当行の経営全般の監査を、的確かつ効率的に遂行できる人材であると期待し、監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役会 スキルマトリックス

■ 当行取締役および監査役が有する専門性および経験

氏名	役職	専門性・経験									
		企業 経営	営業 戦略	融資 審査	財務 会計	法務 コンプライアンス リスク管理	地方創生 地域金融	ITシステム デジタル	市場 運用	船舶 海運	
取締役	本田 元広	代表取締役会長	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	西川 義教	代表取締役頭取	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	坪内 宗士	代表取締役 専務取締役	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	豊田 将光	常務取締役	○	○			○	○	○		
	矢野 紀行	常務取締役	○	○		○	○	○		○	
	篠永 尚史	常務取締役	○	○	○		○	○			○
	松木 久和	常務取締役	○	○			○	○	○		○
	秋山 剛克	常務執行役員		○	○		○	○			○
	一色 昭造	社外取締役	○	○		○	○				○
	真鍋 正臣	社外取締役		○			○	○	○	○	
	渡部 卓記	社外取締役			○		○	○	○		
	近藤 千登世	社外取締役	○	○		○	○				
神野 一仁	—	○				○	○				
監査役	小網 強史	常勤監査役 (社外)		○		○	○	○		○	
	安部 和彦	常勤監査役		○	○	○	○	○		○	
	酒井 良平	事務システム部長					○	○	○		
	平岡 公明	非常勤監査役 (社外)	○			○	○	○			

※ 上記は、取締役および監査役が有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

## ■スキルの選定理由

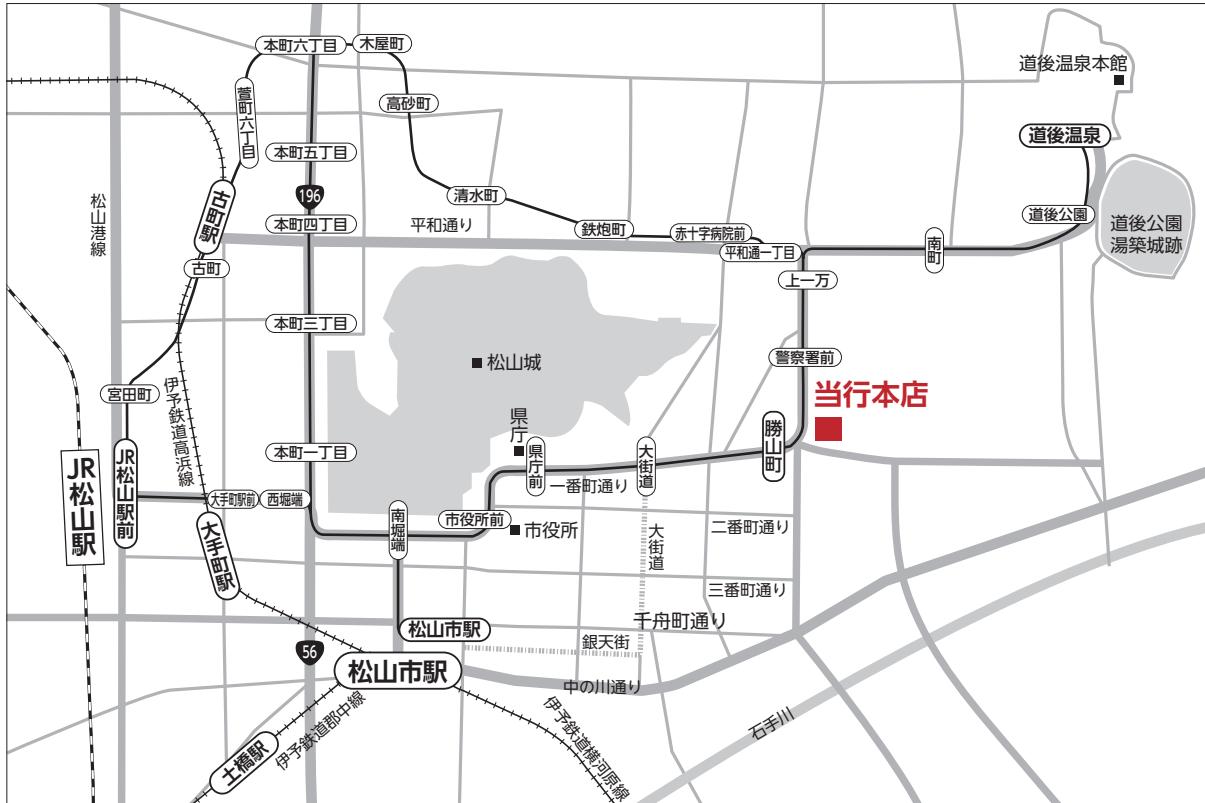
スキル項目	選定理由
企業経営	急速に変化する金融業界の中で、当行が持続的に成長していく上で企業経営に関する知識・経験が必要であるため
営業戦略	中期経営計画の達成に向けて、本部・営業店それぞれの特性を生かした戦略を実践していくための知識・経験が必要であるため
融資審査	銀行は高い公共性を有しており、広く経済・社会に貢献していくという重要な使命を担っていることから、与信判断にあたっては、金融仲介機能の発揮と貸出資産の健全性を追及するための知識・経験が必要であるため
財務会計	正確な財務報告と持続的な企業価値向上を実践していくための知識・経験が必要であるため
法務・コンプライアンス・リスク管理	経営基盤の根幹であるコーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス分野には確かな知識・経験を持つ取締役・監査役が必要であるため
地方創生・地域金融	当行の経営理念にある「ふるさとの発展に役立つ銀行」を永続的に実践していく上で、各地域の特性を生かした金融仲介業を展開する知識・経験が必要であるため
ITシステム・デジタル	日進月歩で進化するデジタル技術を銀行内外に効果的に導入し、時代に見合ったサービスを展開することと、それらのシステムの維持・管理を統括できる知識・経験が必要であるため
市場運用	多様化・高度化する有価証券運用分野において、健全性と収益性を実践していく上で専門的な知識・経験が必要であるため
船舶・海運	世界に誇る愛媛の海運・造船産業を永続的な発展に貢献していくために専門的な知識・経験が必要であるため

以上





# 株主総会会場ご案内図



会 場：松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール

## 交通のご案内

- JR松山駅から……………伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で15分。「勝山町」で下車して徒歩1分。
- 伊予鉄松山市駅から…伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で10分。「勝山町」で下車して徒歩1分。

〈お願い〉 駐車場は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

お土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

